

## 遠賀町起業支援施設 P I P I T の閲覧棚レンタル実施要綱

### (目的)

第 1 条 遠賀町起業支援施設 P I P I T に既設の書籍棚の一部に設置している閲覧棚について、起業支援及び既存事業所支援を目的に無料で貸し出す。

### (利用対象)

第 2 条 貸し出す事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、暴力団及びその関係者をのぞく。

- ① 遠賀町内に在住する者もしくは遠賀町内に所在する事業所
- ② P I P I T 施設利用登録者
- ③ P I P I T 支援・協力者（セミナー、アカデミー等 P I P I T の事業に協力いただいた方又は協力いただく予定の方）

### (利用区画)

第 3 条 利用区画は次のとおりとする。

- (1) 区画数 5 区画（全 15 事業者）
- (2) 規格 W83 cm×H81 cm×D38 cm
- (3) 素材 木製

### (利用期間)

第 4 条 利用期間は、次の実施期間における連続 3 月を 1 つの単位期間として貸し出すものとし、1 事業所につき原則 1 回限りとする。ただし、閲覧棚に余裕がある場合は、複数回の利用を可とする。

- (1) 実施期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

### (利用申請)

第 5 条 利用を希望するものは、利用申請書に必要事項を記入し、遠賀町起業支援協議会に提出するものとする。

### (利用決定)

第 6 条 遠賀町起業支援協議会は、書類審査のうえ、区画の位置、貸出期間を希望する期間ごとに決定し、利用申請者に通知する。

(区画の利用)

第7条 利用決定を受けた者は、貸出期間初日以降に設置し、貸出期間満了日までに撤収するものとする。

(利用者による区画の管理)

第8条 利用決定を受けた者は、貸出期間内の区画の管理について、責任をもって行うものとし、利用者による商品や陳列物等の破損や汚損、盗難や紛失については、決定を受けた者がその責任を負う。ただし、管理者の瑕疵による場合はその限りではない。

(管理者による利用の停止)

第9条 次の各号に該当した場合、管理者で利用を停止する。

- ①利用申請書に虚偽の記載があった場合
- ②禁止行為等に該当した場合
- ③管理者の指導に従わない場合

(禁止行為等)

第10条 次の各号に該当する行為等は禁止する。

- ①商品もしくは役務の販売・提供（販売サイトへの誘導は可）
- ②利用区画の又貸し
- ③試飲・試食
- ④大きな音、振動を出したり、強い臭いを出すなどの迷惑商品の陳列
- ⑤火器の使用
- ⑥ペット等動物の持込
- ⑦区画の加工（形状加工、塗装等）
- ⑧宗教活動、政治活動に関するものの掲示
- ⑨その他公序良俗に反する行為または掲示

(管理者の指導)

第11条 この要綱に定めるもののほか、利用決定を受けた者は管理者の指導に従うものとする。